

公立大学法人宮崎公立大学  
令和4年度計画

<第3期4年目>

期間：令和4（2022）年4月～令和5（2023）年3月

公立大学法人宮崎公立大学

## 目 次

1 年度計画の期間	3
2 中期計画と年度計画の関連	3
3 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 特色ある教育の推進に関する目標を達成するための具体的方策	4
(2) 教育の質の向上に関する目標を達成するための具体的方策	9
(3) 学生の確保に関する目標を達成するための具体的方策	11
(4) キャリア支援の充実に関する目標を達成するための具体的方策	13
(5) 適切な学修・生活支援の実施に関する目標を達成するための具体的方策	17
4 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 特色ある研究の推進に関する目標を達成するための具体的方策	21
(2) 研究の質の向上と地域社会への還元に関する目標を達成するための具体的方策	22
5 地域貢献に関する目標を達成するための措置	
(1) 地域社会への貢献に関する目標を達成するための具体的方策	24
(2) リカレント教育の推進に関する目標を達成するための具体的方策	27
6 国際化に関する目標を達成するための措置	
(1) 国際交流の推進に関する目標を達成するための具体的方策	29
(2) 地域の国際化の支援に関する目標を達成するための具体的方策	32
7 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
(1) 組織運営の改善に関する目標を達成するための具体的方策	34
(2) 教職員の計画的で適正な確保に関する目標を達成するための具体的方策	35
(3) 法令遵守とハラスメント防止対策の徹底に関する目標を達成するための具体的方策	38
(4) 安全管理の徹底に関する目標を達成するための具体的方策	41
8 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
(1) 効率的・合理的な財務運営に関する目標を達成するための具体的方策	43
(2) 自己収入の確保に関する目標を達成するための具体的方策	44
(3) 施設設備の有効活用に関する目標を達成するための具体的方策	48
9 自己点検・評価及び情報公開・提供に関する目標を達成するための措置	
(1) 厳正な自己点検や評価の実施に関する目標を達成するための具体的方策	51
(2) 情報公開や広報の推進に関する目標を達成するための具体的方策	53
10 大学改革に関する目標を達成するための措置	
(1) 魅力ある大学づくりのための改革推進に関する目標を達成するための具体的方策	55
語句の説明	56

## 1 年度計画の期間

令和4（2022）年4月1日～令和5（2023）年3月31日まで

## 2 中期計画と年度計画の関連

中期計画の項目	年度計画の通し番号
[1] 教養教育における「国際文化学」の体系化	<1>
[2] 外国語によるコミュニケーション能力の育成	<2>
[3] 他機関から講師等を招いて実施する授業や学習活動	<3>
[4] 地域での体験学習や学外学習活動	<4>
[5] 教員の教育能力の向上と教育の質の改善・向上	<5>
[6] 優秀な学生の確保と県内出身者の入学促進	<6><7><8>
[7] 就職・キャリア支援と県内企業の認知度向上	<9><10>
[8] 教職に関する学生の資質向上	<11>
[9] 教職関連の就職を目指す学生の就職支援	<12>
[10] 心身の健康に係る支援や障がいのある学生への支援	<13>
[11] 経済的支援の充実及び「授業料減免及び給付型奨学金」への対応	<14>
[12] 個々の学生に対応した履修相談や学習相談	<15>
[13] 各種助成事業を活用した研究活動の活性化	<16>
[14] 研究の質の向上と研究環境の整備	<17>
[15] 研究成果の地域社会への還元	<18><19>
[16] 地域貢献に関する基本方針の見直し	—
[17] 地域の政策課題・産業界のニーズに即した研究・教育活動の展開	<20>
[18] ニーズに即した生涯学習事業の推進	<21>
[19] 地域の多様な学習ニーズに対応したリカレント教育の推進	<22>
[20] 国際交流に関する基本方針の見直し	—
[21] 新たな海外協定校の開拓	<23>
[22] 留学生の受け入れプログラムの充実	<24>
[23] 地域社会における国際交流活動の推進	<25>
[24] 市内の小・中学校等の教育機関と連携した教育研究活動	<26>
[25] 適切な意思決定と組織及び業務運営の改善	<27>
[26] 優秀で多様な教職員の確保と評価制度の導入・実施	<28><29><30><31>
[27] 教職員の能力及び資質向上への取組	<32>
[28] 法令遵守の徹底による適切な大学運営の実施	<33><34>
[29] ハラスメント防止・対策の徹底	<35>
[30] 災害等の有事における危機管理への対応	<36>
[31] 個人情報をはじめとする情報管理への対応	<37><38>
[32] 経費の削減及び効果的な予算編成	<39>
[33] 安定的な志願者及び入学者の確保	<40><41><42><43>
[34] 産学官等との連携による寄附講座の開設	<44>
[35] 研究活動における外部資金の獲得	<45>
[36] 長寿命化計画に基づく施設設備の整備と有効活用	<46>
[37] 計画的な情報システムの整備と有効活用	<47>
[38] 法人評価と認証評価を通じた改善活動	<48><49>
[39] 適切な情報公開と認知度向上に向けた広報活動の展開	<50><51>
[40] 時代の変化に対応した教育改革	<52>

### 3 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 特色ある教育の推進に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
グローバルな視点で物事を考えることのできる幅広い教養と外国語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、地方公共団体や企業等との連携を推進し、地域課題の解決に主体的に取り組むことのできる実践力と創造的な問題解決能力を兼ね備えた、地域で幅広く活躍できる人材を育成する。

##### [1] 教養教育における「国際文化学」の体系化

中期計画
グローバルな視点で物事を考えることのできる幅広い教養を身に付けた人材を育成するため、本学教養教育における「国際文化学※1」を体系化し、教育の充実を図る。

①本学及び他大学における「国際文化学」教育の実態調査を行う。  
②国際文化学の体系化を行い、カリキュラムマップ※2を作成する。  
③カリキュラムマップに基づいた教養教育を実施する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①本学及び他大学における「国際文化学」教育の実態調査を行う。	実態調査	→				
②国際文化学の体系化を行い、カリキュラムマップを作成する。			カリキュラムマップ作成			
③カリキュラムマップに基づいた教養教育を実施する。					実施	→

年度計画													
計画	<1>国際文化学を基幹とした体系的学びの充実を図るために、カリキュラムマップに基づいた教養教育を実施する。												
実施事項	(ア) 学生が国際文化学について体系的に学ぶための方策の一つとして、初年次教育科目を中心に、令和3年度に作成したカリキュラムマップを周知する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)	→					実施						

※1 国際文化学

異なる文化圏同士の様々な関係づくりを考えていく学問。本学の国際文化学科では、文化人類学、歴史学、文学以外にも広く政治学、経済学、経営学、社会学等、様々な学問的視点から、かつ実践的な取組も視野に入れながら研究・教育を進めるところに特徴がある。

※2 カリキュラムマップ

学生に身に付けさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促す体系図のことであり、科目間の繋がりを可視化したもの。

## [2] 外国語によるコミュニケーション能力の育成

### 中期計画

授業外での外国語学習の機会提供や外国語教育プログラム以外の科目における外国語による授業の実施等について検討し、外国語によるコミュニケーション能力育成のための教育の充実を図る。

- ①授業外での外国語学習（語学学習支援等）の機会提供について検討する。
- ②外国語教育プログラム以外の科目（基幹科目※1や展開科目※2）において、外国語による授業の実施が可能か、検討する。
- ③外国語によるコミュニケーション能力育成のための学習環境の充実を図るための取組を決定し実施、推進する。また、最終年度には振り返りを行い、改善点を検討する。  
(2024年度までに、授業外での外国語学習については年間の延べ利用者数400名を、外国語による授業については2科目以上での実施を達成する。)

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①授業外での外国語学習（語学学習支援等）の機会提供について検討する。	検討	→				
②外国語教育プログラム以外の科目（基幹科目や展開科目）において、外国語による授業の実施が可能か、検討する。	検討	→				
③外国語によるコミュニケーション能力育成のための学習環境の充実を図るための取組を決定し実施、推進する。また、最終年度には振り返りを行い、改善点を検討する。			決定・実施		振り返り	→

#### ※1 基幹科目

基幹科目は、2年次と3年次に開講される科目で、各専攻のディシプリン（各学問領域の原理原則）や各専攻の主要な内容について講義がなされ、専門知識を修得することを目的にしている。自分が所属する専攻から5科目、他の2専攻から3科目ずつ単位修得しなければならない。

#### ※2 展開科目

展開科目は、3年次に開講され、基幹の学修を深めるために、教員と学生が双方向の対話をしながら、学生が主体的能動的に学ぶアクティブ・ラーニングを行うもの（「講義演習」方式）として配置される。課題文献を事前に読む予習を前提に授業が展開され、毎回の宿題が出され、定期的にレポートが課される。自分が所属する専攻から2科目、他の2専攻から2科目ずつ単位修得しなければならない。

年度計画													
計画	<2>学生の外国語によるコミュニケーション能力育成のための教育の充実を図るため、語学学習支援の取組を引き続き行うとともに、外国語による専門科目の授業の実施についてさらなる検討を行う。												
実施事項	(ア) 授業外での外国語学習の機会提供として、語学学習支援の取組を引き続き行う。 (イ) 令和3年度に行ったアンケート結果をもとに、外国語による専門科目の授業の実施についてさらなる検討を行う。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)						実施						
	(イ)						検討						

### [3] 他機関から講師等を招いて実施する授業や学習活動

#### 中期計画

地方公共団体や企業等から講師等を招いて実施する授業や学習活動について、県内企業の情報収集や交渉・調整等を踏まえ、具体的な取組を検討し実施する。

- ①地方公共団体や企業等から講師等を招いて実施する授業等に関する他大学の事例を調査する。
  - ②他大学の事例を参考に、県内企業の情報収集や交渉・調整等（地域貢献コーディネーター※1）を行った上で、本学にて実施・導入可能な具体的な取組を3つ以上決定する。
  - ③地方公共団体や企業等から講師等を招いて実施する授業等、決定した具体的な取組について、地域貢献コーディネーターと連携し、段階的に導入・実施する。
- (2021年度までに1つ以上、2024年度までに3つ以上の取組を決定し実施する。)

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①地方公共団体や企業等から講師等を招いて実施する授業等に関する他大学の事例を調査する。	調査 →					
②他大学の事例を参考に、県内企業の情報収集や交渉・調整等（地域貢献コーディネーター）を行った上で、本学にて実施・導入可能な具体的な取組を3つ以上決定する。		取組決定 →				
③地方公共団体や企業等から講師等を招いて実施する授業等、決定した具体的な取組について、地域貢献コーディネーターと連携し、段階的に導入・実施する。				導入・実施 →		

#### 年度計画

計画	<3>令和2年度に決定した地方公共団体や企業等の連携協定先と協議の上、授業等の具体的な取組を実施する。												
実施事項	(ア) 前年度までに開講された『生命保険概論』『労働・雇用リテラシー』について、開講先と協議し、講義が今後も継続して開講されるよう取り組む。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)						実施						→

※1 地域貢献コーディネーター

大学のシーズと地域社会のニーズをマッチングさせるなど、大学と地域等をつなぎ、大学の教育研究資源を地域に還元するとともに、地域等から必要とされる教育研究活動の推進を担う人材。

#### [4] 地域での体験学習や学外学習活動

##### 中期計画

地域での体験学習や学外学習活動について、県内企業の情報収集や交渉・調整等を踏まえ、具体的な取組を検討し実施する。

- ①地域での体験学習や学外学習活動を授業に組み込む方策について、他大学の事例を調査する。
  - ②他大学の事例を参考に、県内企業の情報収集や交渉・調整等（地域貢献コーディネーター※1）を行った上で、本学にて導入・実施が可能な具体的方策とその件数及び導入時期を決定する。
  - ③地域での体験学習や学外学習活動について決定した具体的方策について、地域貢献コーディネーターと連携し、段階的に導入・実施する。
- （2020年度までに、具体的方策とその件数及び導入時期を決定し、2021年度より実施する。）

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①地域での体験学習や学外学習活動を授業に組み込む方策について、他大学の事例を調査する。	調査 →					
②他大学の事例を参考に、県内企業の情報収集や交渉・調整等（地域貢献コーディネーター）を行った上で、本学にて導入・実施が可能な具体的方策とその件数及び導入時期を決定する。		方策決定 件数決定 →				
③地域での体験学習や学外学習活動について決定した具体的方策について、地域貢献コーディネーターと連携し、段階的に導入・実施する。			導入・実施 →			

##### 年度計画

計画	<4>地域の課題解決に主体的に取り組むことのできる実践力と創造的な問題解決能力を身に付けるために、地域での体験学習や学外学習活動を組み込んだ科目として「基幹演習C」（3年次前期）を開講し、適正に運用する。												
	(ア)「基幹演習C」を実施する。 (イ)「基幹演習C」について振り返りを行い、課題を導出、検討し、次年度に向けて改善を行う。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)			実施 →									
	(イ)									検討・改善 →			

※1 地域貢献コーディネーター

大学のシーズと地域社会のニーズをマッチングさせるなど、大学と地域等をつなぎ、大学の教育研究資源を地域に還元するとともに、地域等から必要とされる教育研究活動の推進を担う人材。

### 3 教育に関する目標を達成するための措置

#### (2) 教育の質の向上に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
学生が習得した知識・能力や学修に係る意識・行動を多面的・客観的に把握・評価するとともに、授業内容や指導方法の継続的な改善に努め、カリキュラムや教育手法の見直し等に適切に活用・反映するなど、教員の教育能力を高め、教育の質の改善・向上を図るための取組を推進する。

#### [5] 教員の教育能力の向上と教育の質の改善・向上

中期計画						
授業アンケート <sup>※1</sup> や学修成果の可視化 <sup>※2</sup> 等、学生の学習成果や学修に係る意識・行動を多面的・客観的に評価する取組を行うとともに、研修会の開催や教育に関する情報収集など、教員の教育能力の向上、教育の質の改善・向上を図るための取組を推進する。						
①授業アンケートや学修成果の可視化等、学生の学習成果や学修に係る意識・行動を多面的・客観的に評価する取組を行う。 ②研修会（意見交換会及び担当者会議を含む）の開催、教育に関する情報収集など、教員の教育能力向上、教育の質の改善・向上のための取組を行う。（研修会の開催：5回以上／年）						
工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①授業アンケートや学修成果の可視化等、学生の学習成果や学修に係る意識・行動を多面的・客観的に評価する取組を行う。	現状把握 →	検討 →		実施 →		
②研修会（意見交換会及び担当者会議を含む）の開催、教育に関する情報収集など、教員の教育能力向上、教育の質の改善・向上のための取組を行う。			実施・改善 →			

---

##### ※1 授業アンケート

授業内容や教育方法の改善を目的として、学生に対して実施するアンケート。

##### ※2 学修成果の可視化

大学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し「見える化」すること。大学教育の質向上に向けたPDCAサイクルを適切に機能させるためには、可視化した情報をカリキュラムや教育手法の見直し等に適切に活用することが必要とされている。

年度計画													
計画	<5>教学マネジメント専門委員会等と連携し、授業アンケートや学修成果の可視化等、学習成果の評価への取組について、令和3年度に検討・決定した事項を実施する。また、教員の教育能力向上、教育の質の改善・向上のための取組を行う。												
実施事項	(ア) 令和4年度より新たに導入した「行動目標」や毎年度行っている「授業アンケート」結果の活用などにより、学生が習得した知識・能力及び学修に係る意識・行動について、分析評価する取組を行う。 (イ) 教員の教育能力向上、教育の質の改善・向上のための取組として研修会（意見交換会及び担当者会議を含む）を開催する。（5回以上／年）												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)						実施						
	(イ)						実施						

### 3 教育に関する目標を達成するための措置

#### (3) 学生の確保に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
大学の理念・教育目標にかなった優秀な学生を安定的に確保しつつ、県内出身者の入学促進を図るための方策を講じる。

#### [6] 優秀な学生の確保と県内出身者の入学促進

##### 中期計画

2020 年度から実施される高大接続システム改革に基づく新入学者選抜 **\*1** 及びその後の改革動向を見据えた取組を実施するとともに、高校や受験生に対して新入学者選抜に関する改善点等について適切な周知・広報に努めることで、入学者受入れの方針 **\*2** にかなった優秀な学生を安定的に確保する。併せて、県内出身者の入学促進を図るための方策を講じる。

- ①新入学者選抜に基づいた広報活動を実施する。
- ②新入学者選抜の実施及び検証と改善を行う。
- ③県内の全高校訪問を実施するなど、県内出身者の入学促進の方策を講じる。(入学者に占める県内出身者の割合 : 50%以上)
- ④英語が除かれる新入学者選抜の準備、公表、実施。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①新入学者選抜に基づいた広報活動を実施する。			実施			
②新入学者選抜の実施及び検証と改善を行う。			実施・検証・改善			
③県内の全高校訪問を実施するなど、県内出身者の入学促進の方策を講じる。			実施・検証・改善			
④英語が除かれる新入学者選抜の準備、公表、実施。				準備・公表・実施		

**\*1** 高大接続システム改革に基づく新入学者選抜

高大接続改革とは、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて「学力の3要素」(①知識・技能の確実な修得 ②思考力・判断力・表現力 ③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)を確実に育成・評価する、三者の一体的な改革のこと。高校教育と大学教育をつなぐ大学入学者選抜においても、多面的・総合的に評価する必要があり、2020 年度から従来の「大学入試センター試験」が「大学入学共通テスト」へと変更され、各大学が実施する個別選抜においても調査書の活用等の新たなルールが適用される。

**\*2** 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教育理念や特色等を踏まえ、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか等の考え方をまとめたもので、入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映される。また、この方針は受験者が自らにふさわしい大学を主体的に選択する際の参考となる。

年度計画													
計画	<6>高校及び受験者に対し、引き続き、新入学者選抜（令和2年度から実施）に基づいた本学の入試制度について、丁寧な周知・広報を行い、その定着に努める。												
実施事項	(ア) 新入学者選抜に基づいた広報活動を、引き続き実施する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)						広報活動の実施							

年度計画													
計画	<7>新入学者選抜の検証と改善及び実施を行う。												
実施事項	(ア) 令和3年度に実施した入学者選抜に関して引き続き検証を行い、必要な改善を行うとともに新入学者選抜を適切に実施する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)			令和4年度入学者選抜の検証及び改善					→	令和5年度入学者選抜の実施・検証				

年度計画													
計画	<8>県内の全高校訪問等による広報活動の充実を図り、引き続き、県内出身者の入学促進に努める。												
実施事項	(ア) 県内の全高校を訪問する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)						県内高校訪問							

※工程表の④（英語が除かれる新入学者選抜の準備、公表、実施。）については、2019年11月に、文部科学大臣の記者会見において、共通テストの英語民間試験の導入を延期との発表があったことに伴い、2021年度からの実施を見合わせることとする。

### 3 教育に関する目標を達成するための措置

#### (4) キャリア支援の充実に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
学生の社会的・職業的自立に向けたキャリア意識を早い段階から醸成するため、企業等と連携して、インターンシップ等の充実・強化、就職に関する相談や知る機会の拡充を図り、県内での就職を促進する。 また、学生の希望に沿った進学ができるよう進路指導の充実を図る。

#### [7] 就職・キャリア支援と県内企業の認知度向上

中期計画
学生が希望する進路の実現に向けて、教職員が連携・協力し、学生の個性や要望に応じた就職指導や進路指導の支援を行うほか、県内企業のインターンシップ※1や企業説明会等を充実させることにより、県内企業に対する学生の認知度を向上させる。 また、インターンシップについて大学における組織的な取組として位置づけ、文科省の推進するインターンシップ専門人材※2を育成・配置し、教育的効果の高いインターンシップを実施する。  ①宮崎県内企業の認知度を上げるための取組を実施する。(宮崎県出身者県内就職率:70%以上) ②インターンシップ専門人材(教職員)を育成・配置し、企業や地域等と協働して教育的効果の高いインターンシップを実施する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①宮崎県内企業の認知度を上げるための取組を実施する。	調査 →		ガイダンス・セミナー・説明会等の実施			
②インターンシップ専門人材(教職員)を育成・配置し、企業や地域等と協働して教育的効果の高いインターンシップを実施する。	検討 →	配置 →	把握 →	企画・運営・立案 →	評価	

##### ※1 インターンシップ

学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。更に、インターンシップは、大学等の教育の一環として位置付けられ、学生のインターンシップへの参加状況の把握や学修へのつながり・気づきの確認、事前・事後教育の機会の提供など大学等が積極的に関与することが求められている。

##### ※2 インターンシップ専門人材

大学等と企業等との間で調整を行い、教育的効果の高いインターンシップの構築・運営ができる人材。インターンシップの量的拡大・質的充実に向けた具体的な推進方策の一つとして、大学等におけるインターンシップに係る専門人材の必要性や育成・配置が盛り込まれた。更に、教育的効果の高いインターンシップの組織的な推進により、各大学等の特色を更に生み出すとともに、今後、一層、大学改革の中心にインターンシップを据えていくことが求められている。

年度計画													
計画	<9>宮崎県内企業の魅力を伝えるガイダンス・セミナー・説明会等を引き続き開催する。												
実施項目	(ア) キャリア部会で意見交換し、その内容をガイダンス等に反映させる。 (イ) 宮崎県内就職希望者を対象としたセミナーを開催する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)					意見交換してガイダンスの開催								
(イ)					セミナーの開催								

年度計画													
計画	<10>教育的効果の高いインターンシップを企画・運営する。												
実施項目	(ア) 教育的効果の高いインターンシップを企画・運営する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)						企画・運営							

## [8] 教職に関する学生の資質向上

### 中期計画

教職課程を有する大学として、教員を目指す学生のキャリア意識を早い段階から醸成するため、大学が中心となりネットワークを構築し県内の学校や現職教員と連携しながら、学生が教員の業務や学校・子どもの状況を知る機会を拡充し、実践力を備えた教員になる前段階としての学校体験活動への参加等を促し、希望学生の資質向上を支援する。

- ①学校体験活動の教職課程科目開設 <sup>\*1</sup>について調査・検討する。
- ②2021年度に文部科学省へ開設の申請を行い 2022年度から開講する。
- ③認定後の取組を充実・推進・改善する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①学校体験活動の教職課程科目開設について調査・検討する。	調査・検討 →					
②2021年度に文部科学省へ開設の申請を行い 2022年度から開講する。			申請 →			
③認定後の取組を充実・推進・改善する。				実施・検討・改善 →		

### 年度計画

計画	<11>学校体験活動の教職課程科目開設について、実現可能な方策を再検討し、文部科学省への開設申請手続に向けて調整・準備を行う。												
実施事項	(ア) 開設に向けて実現可能な方策を再検討する。 (イ) 文部科学省への開設申請手続のための調整・準備を行う。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)				再検討						→		
	(イ)						調整・準備						→

\*1 学校体験活動の教職課程科目開設

教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、学校体験活動について、本学の教職課程科目として文部科学省に正式に開設を申請する予定。

## [9] 教職関連の就職を目指す学生の就職支援

### 中期計画

教職関連の就職を目指す学生の希望に沿った就職ができるよう、意識向上のための取組や指導の充実を図り、学生の自主的な深い学びを促進する。

- ①教職関連の就職を志望する学生のニーズを調査する。
- ②教職関連の就職を志望する学生に、資質に関する長所・短所を自覚させた上で、長所の強化と弱点の補充ができる取組を検討する。
- ③教職関連の就職を志望する学生の意識及び授業実践力向上のための講演・セミナー等の内容を検討する。
- ④上記の取組の実施・推進、その結果を踏まえた検討を行う。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①教職関連の就職を志望する学生のニーズを調査する。			調査			
②教職関連の就職を志望する学生に、資質に関する長所・短所を自覚させた上で、長所の強化と弱点の補充ができる取組を検討する。		検討				
③教職関連の就職を志望する学生の意識及び授業実践力向上のための講演・セミナー等の内容を検討する。			検討			
④上記の取組の実施・推進、その結果を踏まえた検討を行う。				実施・検討・改善		

### 年度計画

計画	<12>教職関連の就職を志望する学生のニーズ調査を継続するとともに、学生の資質、意識及び授業実践力向上のための各種取組について、引き続き検討・実施する。												
実施事項	(ア) 志望学生（新入生）に調査を実施する。 (イ) 調査結果を分析し、取組の見直し及び検討を行う。 (ウ) 検討・決定した取組に着手し、改善に向けた検討を行う。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)			調査									
	(イ)								見直し・検討				
	(ウ)					実施・検討							

### 3 教育に関する目標を達成するための措置

#### (5) 適切な学修・生活支援の実施に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
個々の学生に対応した、きめ細やかな履修相談や学習相談、心身の健康等に係る相談・指導等の生活支援を行うとともに、優秀な学生や経済的に修学が困難な学生に対する経済的支援体制の充実に努める。
また、障がいのある学生への支援の取組を引き続き推進する。

#### [10] 心身の健康に係る支援や障がいのある学生への支援

中期計画						
学生の心身の健康に係る相談等について、学生相談室、保健室、障がい学生支援室等各署が連携しながら適切に対応し支援を実施する。						
また、障がいのある学生への支援等について学内理解を深めるための取組を行う。						
①学生相談室、保健室、障がい学生支援室の利用状況や、各署の支援についての現状を検証する。 ②検証結果に基づく、支援担当者や各署の支援について整理し実施する。 ③支援における更なる問題点の抽出と改善を実施する。 ④障がいのある学生への支援等について学内理解を深めるために、外部研修に参加するとともに学内研修を実施する。						
工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①学生相談室、保健室、障がい学生支援室の利用状況や、各署の支援についての現状を検証する。	検証					
②検証結果に基づく、支援担当者や各署の支援について整理し実施する。			検討・実施			→
③支援における更なる問題点の抽出と改善を実施する。				改善		→
④障がいのある学生への支援等について学内理解を深めるために、外部研修に参加するとともに学内研修を実施する。			実施			→

年度計画													
計画	<13>学生相談室・保健室・障がい学生支援室・学生部会等関係各所が連携し、適切な支援を実施するとともに、問題点を洗い出し課題の改善に取り組む。学生の支援についての理解を深めるため、外部研修へ参加するとともに学内研修を実施する。												
実施事項	(ア) 学生相談室・保健室・障がい学生支援室・学生部会等関係各所が連携し、適切な支援を実施するとともに、問題点を洗い出し課題の改善に取り組む。 (イ) 教職員の学外研修への参加と学内研修を企画し実施する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)					適切な支援の実施及び問題点の洗い出し								
						課題の改善							
(イ)						学外研修参加							
			学内研修企画						学内研修実施				

## [11] 経済的支援の充実及び「授業料減免及び給付型奨学金」への対応

### 中期計画

優秀な学生や経済的に修学が困難な学生に対する経済的支援の充実に努めるために、本学独自の奨学金事務処理を適切に行うとともに、2020年度からスタートする国の施策である「授業料減免及び給付型奨学金※1」についての準備と事務処理を滞りなく実施する。

①2020年度にスタートする国の施策である「授業料減免及び給付型奨学金」に係る準備を行う。

②本学独自の奨学金等と「授業料減免及び給付型奨学金」に係る事務処理を適切に実施する。

③②の問題点を改善する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①2020年度にスタートする国の施策である「授業料減免及び給付型奨学金」に係る準備を行う。	準備 →					
②本学独自の奨学金等と「授業料減免及び給付型奨学金」に係る事務処理を適切に実施する。			実施 →			
③②の問題点を改善する。				改善 →		

### 年度計画

計画	<14>本学独自の奨学金及び「授業料減免及び給付型奨学金（修学支援新制度）」に係る事務処理を適切に実施する。												
実施事項	(ア) 本学独自の奨学金に係る広報・周知と事務処理を適切に実施する。 (イ) 「授業料減免及び給付型奨学金（修学支援新制度）」に係る広報・周知と事務処理を適切に実施する。また、問題点を洗い出し課題の改善に取り組む。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)					広報及び事務処理 →							
	(イ)					広報及び事務処理 →							
					問題点を洗い出し課題の改善に取り組む →								

\*1 授業料減免及び給付型奨学金

2020年度から開始する高等教育段階の教育費負担軽減のための国の新制度で、意欲と能力のある学生・生徒が経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備するための施策のこと。世帯収入等に応じて、授業料及び入学料の減免や給付型奨学金の給付が行われる。

[12] 個々の学生に対応した履修相談や学習相談

**中期計画**

個々の学生に対応した履修相談や学習相談を行うために、従来行ってきた履修相談を引き続き実施し適切に対応する。

①履修相談会、学習相談を実施し適切に対応する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①履修相談会、学習相談を実施し適切に対応する。			実施			→

**年度計画**

計画	<15>個々の学生及び社会情勢に対応した履修相談会、学習相談を実施する。												
実施項目	(ア) 履修相談会を実施する。 (イ) 学習相談を実施する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)	履修相談会											
	(イ)						学習相談						→

## 4 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 特色ある研究の推進に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
多様な教員の多様な問題関心に基づく、自発的・創造的・独創的な学術研究を尊重しつつ、大学の特色を生かした強みとなる学術研究を重点的に推進する。

#### [13] 各種助成事業を活用した研究活動の活性化

中期計画						
大学の特色を生かした強みとなる学術研究を推進するため、本学独自の研究支援制度である「学長裁量助成事業※1」を見直し、積極的に活用する。						
①「学長裁量助成事業」を見直し、積極的に研究を実施する。(5件以上／年)						
工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①「学長裁量助成事業」を見直し、積極的に研究を実施する。	見直し →			検討・実施・改善 →		

年度計画													
計画	<16>大学の特色を生かし、地域社会へ還元できる学術研究をさらに推進するため、「学術研究推進助成事業」を積極的に活用した研究を行う。												
実施事項	(ア) 「学術研究推進助成事業」を活用した研究を実施する。(5件以上／年)												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)									実施				振り返り →

※1 学長裁量助成事業（令和2年度より「学術研究推進助成事業」へと名称変更）

本学独自の研究助成事業。本事業は、本学の知的・人的資源を最大限に活用し、本学又は設立団体である宮崎市にとって有益性の高い事業を積極的に推進することを目的とし、研究助成、図書出版助成、2つの助成事業がある。教員から提案された各事業について、学長を議長とする審査会により決定し、助成を行う。

## 4 研究に関する目標を達成するための措置

### (2) 研究の質の向上と地域社会への還元に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
学術研究の質を高め、研究水準の向上を図り、高いレベルでの知的貢献が可能となるよう、教員の研究成果を多面的・客観的に検証・評価するための方策を検討するとともに、研究に専念できる環境の整備に努める。 また、多様な手段・手法により、研究成果を学内外へ積極的に発信するとともに、地域社会に還元する取組を推進する。

#### [14] 研究の質の向上と研究環境の整備

中期計画
学術研究の質を高め、研究水準の向上を図り、高いレベルでの知的貢献が可能となるよう、教員の研究成果を多面的・客観的に検証・評価するための方策を検討する。
また、サバティカル制度※1の導入など研究に専念できる環境の整備に努める。
①研究成果を検証・評価するための方策を検討する。 ②研究支援策（サバティカル制度の導入、研修日※2の取得、研究費の執行方法等）を検討し、具体的な方策を講じる。

  

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①研究成果を検証・評価するための方策を検討する。	現状把握 →			検討 →		
②研究支援策（サバティカル制度の導入、研修日の取得、研究費の執行方法等）を検討し、具体的な方策を講じる。	現状把握 →			検討・実施 →		

年度計画													
計画	<17>研究成果を客観的に検証・評価するための方策について、本学で実施できるものについて検討を行う。また、新たな研究支援策を実施するために必要な要件について検討を行う。												
実施事項	(ア) 研究成果を検証・評価するための方策について、過去2年間に行った検討を踏まえ、本学で実施できるものについて検討を行う。 (イ) 新たな研究支援策を実施するために、昨年度からの取組を継続し、方策を検討する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)						検討 →						
	(イ)						検討 →						

※1 サバティカル制度

教員が、専門分野に関する能力向上のため、一定期間、管理運営業務等を免除され、異なる機関等において教育研究に専念することができる制度。

※2 研修日

教員が学内（学長の承認を受けた場合は学外でも可）において研究に専念することができる日。

## [15] 研究成果の地域社会への還元

### 中期計画

論文発表、書籍出版及び学会発表等の教員の研究成果について、ウェブサイト等を活用してその成果を学内外に積極的に発信する。

また、「学長裁量助成事業※1」を活用した新たな研究成果の還元の場を検討し、実施する。

①教員の研究成果について、ウェブサイト等を活用してその成果を学内外に発信する。(35回以上発信／年)

②「学長裁量助成事業」を活用した新たな研究成果の還元の場を創出する。(2020年度以降、1回以上／年)

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①教員の研究成果について、ウェブサイト等を活用してその成果を学内外に発信する。			実施・検証・改善			→
②「学長裁量助成事業」を活用した新たな研究成果の還元の場を創出する。	検討	→	実施・検証・改善			→

### 年度計画

計画	<18>論文発表、書籍出版及び学会発表等の教員の研究成果について、ウェブサイト等を通じて積極的に発信する。												
実施事項	(ア) ウェブサイト等を活用して、教員の研究成果を学内外に積極的に発信する。(35回以上発信／年)												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)					研究成果把握・発信							→

### 年度計画

計画	<19>「学術研究推進助成事業成果報告会」を開催し、「学術研究推進助成事業」によって得られた研究成果を地域社会に還元する。(1回以上／年)												
実施事項	(ア) 「学術研究推進助成事業成果報告会」を開催する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)		報告会実施									振り返り	→

\*1 学長裁量助成事業（令和2年度より「学術研究推進助成事業」へと名称変更）

本学独自の研究助成事業。本事業は、本学の知的・人的資源を最大限に活用し、本学又は設立団体である宮崎市にとって有益性の高い事業を積極的に推進することを目的とし、研究助成、図書出版助成、2つの助成事業がある。教員から提案された各事業について、学長を議長とする審査会により決定し、助成を行う。

## 5 地域貢献に関する目標を達成するための措置

### (1) 地域社会への貢献に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
大学が有する人的資源や知的資源を活用して、地域住民や地方公共団体、企業等と連携し、地域の政策課題に関する研究や地域のニーズに即した研究等に積極的に取り組み、具体的な提言を行うとともに、その成果を学内外に発信し、地域社会に還元する取組を推進する。 また、企業等との連携強化を通じて産業界のニーズを把握するとともに、研究や人材育成等の分野における产学連携活動の推進に努める。

### [16] 地域貢献に関する基本方針の見直し

中期計画														
大学を取り巻く環境の変化に対応するため、「宮崎公立大学地域貢献推進に関する基本方針」の見直しを行う。														
①「宮崎公立大学地域貢献推進に関する基本方針」の見直しを行う。 <table border="1"><thead><tr><th>工程表</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th><th>2023</th><th>2024</th></tr></thead><tbody><tr><td>①「宮崎公立大学地域貢献推進に関する基本方針」の見直しを行う。</td><td>検討・決定 →</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>→ H31（2019）年度計画で終了。</p>	工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024	①「宮崎公立大学地域貢献推進に関する基本方針」の見直しを行う。	検討・決定 →					
工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024								
①「宮崎公立大学地域貢献推進に関する基本方針」の見直しを行う。	検討・決定 →													

## [17] 地域の政策課題・産業界のニーズに即した研究・教育活動の展開

### 中期計画

新たに配置する地域貢献コーディネーター<sup>\*1</sup>を中心に、地域の政策課題・産業界のニーズに即した研究・教育活動を展開する仕組みを作り、地域のシンクタンク<sup>\*2</sup>としての役割を果たす。

- ①地域貢献コーディネーターを中心に、本学の特徴を生かした地域貢献研究のリストを作成した上で、地域住民・地方公共団体・企業等の課題・ニーズの調査を実施する。
- ②地域の課題・ニーズと大学の人的・知的資源とのマッチングとコーディネートを行う。
- ③地域の政策課題・産業界のニーズの解決に資する研究・教育活動（人材育成等を含む。）の推進とその支援・評価を行う。
- ④地域研究センタ一年報<sup>\*3</sup>、研究成果等の発表会、ウェブサイト等による研究・教育活動の地域への還元や政策提言を行う。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①地域貢献コーディネーターを中心に、本学の特徴を生かした地域貢献研究のリストを作成した上で、地域住民・地方公共団体・企業等の課題・ニーズの調査を実施する。	研究リスト作成・課題及びニーズ調査					
②地域の課題・ニーズと大学の人的・知的資源とのマッチングとコーディネートを行う。			マッチング及びコーディネート			
③地域の政策課題・産業界のニーズの解決に資する研究・教育活動（人材育成等を含む。）の推進とその支援・評価を行う。				活動推進・支援及び評価		
④地域研究センタ一年報、研究成果等の発表会、ウェブサイト等による研究・教育活動の地域への還元や政策提言を行う。				地域還元・政策提言		

#### \*1 地域貢献コーディネーター

大学のシーズと地域社会のニーズをマッチングさせるなど、大学と地域等をつなぎ、大学の教育研究資源を地域に還元するとともに、地域等から必要とされる教育研究活動の推進を担う人材。

#### \*2 シンクタンク

様々な領域の専門家を集めた研究組織、政策研究機関、調査研究機関で、求めに応じて政策決定、経営策略の案、技術開発のための市場調査等を行う。

#### \*3 地域研究センタ一年報

地域研究センター主催事業等、本学の地域貢献活動を年度毎にまとめた冊子。全国の公立大学及び九州内大学、県内高等学校や市内関係機関に配布している。

年度計画													
計画	<20>令和3年度に実施した地域貢献コーディネーターによるヒアリング等をとおして把握した宮崎県内の自治体、企業等のニーズと本学の人的・知的資源とのマッチングとコーディネートを行うとともに、研究・教育活動の地域等への還元を行う。												
実施事項	(ア) 令和3年度に実施した地域貢献コーディネーターによるヒアリング等をとおして把握した宮崎県内の自治体、企業等のニーズと本学の人的・知的資源とのマッチングとコーディネートを行う。 (イ) 地域研究センター年報の発行、研究成果発表会等の実施、ウェブサイトによる発信等により、本学の研究・教育活動の地域への還元を行う。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)	地方公共団体及び企業の課題・ニーズと人的・知的資源とのマッチングとコーディネート											→
	(イ)				研究・教育活動の地域への還元								→

## 5 地域貢献に関する目標を達成するための措置

### (2) リカレント教育の推進に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
広く地域に開かれた大学として、地域における課題の解決や人材の育成に寄与するため、公開講座を開催するほか、多様な学習ニーズに対応した多様な形態の学生の受入を検討するなど、地域のリカレント教育 <sup>※1</sup> の拠点となるよう、生涯にわたる学び直しの場として、学習の機会を積極的に提供する。

#### [18] ニーズに即した生涯学習事業の推進

中期計画						
定期公開講座 <sup>※2</sup> 、自主講座 <sup>※3</sup> 、語学講座 <sup>※4</sup> 等、地域の生涯学習ニーズに即した各種公開講座を実施する。また、宮崎市と連携して公民館講座 <sup>※5</sup> の充実を図る。						
①定期公開講座、自主講座、語学講座、公民館講座等の各種公開講座を開催する。(25件以上/年)						
工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①定期公開講座、自主講座、語学講座、公民館講座等の各種公開講座を開催する。			実施・見直し			

年度計画													
計画	<21>定期公開講座、自主講座、語学講座、公民館講座等の各種公開講座を実施するとともに、参加者アンケートの結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。												
実施事項	(ア) 定期公開講座、自主講座、公民館講座等の各種講座を実施する。(25件以上/年) (イ) アンケート結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)					各種公開講座の実施								
(イ)					必要に応じた見直し								

#### ※1 リカレント教育

個人が必要とすれば、大学等を通じて生涯にわたって学び続けることができる教育システム。職業を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

#### ※2 定期公開講座

広く地域に開かれた大学として、生涯学習の振興及び文化の向上に貢献することを目的として実施する講座。毎年1つのテーマについて複数の教員がオムニバス形式で開講する。

#### ※3 自主講座

教養を高め、文化の向上に資することを目的として、教員が一般市民を対象に自身の専門分野等について自主的に開講する講座。

#### ※4 語学講座

一般市民を対象に語学講座を通年で開催し、生涯学習への支援を行うことを目的として、英語・中国語・韓国語について開設している本学独自の講座。中国語、韓国語講座では、本学の学生や留学生が講師を務め、英語では本学の外国人教員が講師を務める。

#### ※5 公民館講座

宮崎市が主催する講座のことで、まちづくりやボランティアに関するものから、教養・パソコン関連・レクリエーション講座まで幅広い内容で計画している。平成29年度より、本学の教員を派遣している。

## [19] 地域の多様な学習ニーズに対応したリカレント教育の推進

### 中期計画

地域の多様な学習ニーズに応えるとともに学生のキャリア形成にも繋がる本学の特徴を生かしたリカレント教育※1について検討・実施する。

- ①リカレント教育について、学内のシーズ調査、地域住民・地方公共団体・企業等に対するニーズ調査を実施する。
- ②調査結果を踏まえ、リカレント教育の具体的な内容、方法等を検討する。
- ③検討結果を踏まえ、リカレント教育を実施する。
- ④リカレント教育に関する評価・改善を行う。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①リカレント教育について、学内のシーズ調査、地域住民・地方公共団体・企業等に対するニーズ調査を実施する。	調査 →					
②調査結果を踏まえ、リカレント教育の具体的な内容、方法等を検討する。		検討 →				
③検討結果を踏まえ、リカレント教育を実施する。				実施 →		
④リカレント教育に関する評価・改善を行う。				評価・改善 →		

### 年度計画

計画	<22>リカレント教育プログラム「ホテル接客英語講座」を実施するとともに、新たな講座開設について検討する。												
実施事項	(ア) 「ホテル接客英語講座」を実施し、必要に応じて見直し等を行う。 (イ) 令和5年度実施に向けた新たな講座開設について検討する												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)				「ホテル接客英語講座」の実施と評価、改善 新規講座開設の検討									

#### ※1 リカレント教育

個人が必要とすれば、大学等を通じて生涯にわたって学び続けることができる教育システム。職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

## 6 國際化に関する目標を達成するための措置

### (1) 國際交流の推進に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
グローバル化した社会で主体的に活動できる人材を育成するため、学生の海外派遣・留学を支援するとともに、留学生の積極的な受入に努める。

#### [20] 國際交流に関する基本方針の見直し

中期計画
本学が取り組む国際交流活動について、2017 年に体系的に見直された「学位授与の方針 <sup>※1</sup> 、教育課程の編成・実施の方針 <sup>※2</sup> 」を踏まえ、更に、以前よりも学生の海外派遣が重要視されるという時代の変化に対応したものに発展させるため、「宮崎公立大学国際交流の基本方針」を見直す。
①「宮崎公立大学国際交流の基本方針」を見直す。
→ 平成 31 (2019) 年度計画で終了。

#### 工程表

2019

2020

2021

2022

2023

2024

①「宮崎公立大学国際交流の基本方針」を見直す。

検討・決定  
→

→ 平成 31 (2019) 年度計画で終了。

<sup>※1</sup> 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの。

<sup>※2</sup> 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。

## [21] 新たな海外協定校の開拓

### 中期計画

「宮崎公立大学国際交流の基本方針」に基づいて、学生の海外派遣・留学と留学生の受入れを促進するために、新たな海外協定校を開拓する。

- ①新たな海外協定校を開拓するための具体的な取組の内容（国、交流条件、交渉方法等）を決定する。
- ②上記決定に基づき交渉し、評価を行う。

（「日本人学生の留学比率※1」において10%以上を維持（2019年～2024年））

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①新たな海外協定校を開拓するための具体的な取組の内容（国、交流条件、交渉方法等）を決定する。		検討・決定 →				
②上記決定に基づき交渉し、評価を行う。			交渉 →			評価 →

### 年度計画

計画	<23>新たに協定を締結したニュージーランド・ワイカト大学へ公費派遣留学生として学生を派遣し、留学中や帰国後に学生からヒアリングを行い内容について検証・評価する。また、既存協定校へ派遣した学生からもヒアリングを行い、公費派遣留学全体の検証・評価を行う。												
実施事項	(ア) 留学した学生から毎月提出される報告書や帰国後に行うヒアリングを基に、内容について検証・評価を行う。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)						検証・評価 →						

#### ※1 日本人学生の留学比率

「THE (Times Higher Education) 世界大学ランキング日本版」の指標の一つであり、各大学の単年度の日本人学生海外留学生数を全在学者数で除して算出される。なお、本学が数値目標として設定した10%以上とは、国公私立全大学において25位以上（平成29年度時点）を意味する。

## [22] 留学生の受入れプログラムの充実

### 中期計画

留学生の積極的な受入れのため、日本語教員<sup>\*1</sup>の確保を中心に、留学生受入れプログラムの更なる充実について検討する。

①他大学の事例を調査し、日本語教員の確保に関する計画を作成する。

②留学生受入れプログラムの課題を特定し、参考事例を調査した上で改善策を検討する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①他大学の事例を調査し、日本語教員の確保に関する計画を作成する。		調査・検討		検討・作成		
②留学生受入れプログラムの課題を特定し、参考事例を調査した上で改善策を検討する。		調査・検討			検討	

### 年度計画

計画	<24>令和3年度に作成した日本語教員採用計画に基づき、採用担当部署と協議を行い、公募を依頼する。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、留学生受入れが厳しい情勢の中でも、本学学生と留学生の交流機会を創出するために、新たな交流プログラムを検討し実施する。												
実施事項	(ア) 令和3（2021）年度に作成した採用計画を検証し公募を実施する。 (イ) 学生同士が気軽に参加できるオンラインイベントを不定期で開催する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)			検証					実施				
	(イ)						実施						

\*1 日本語教員

ここでは、外国からの受け入れ留学生に対して日本語教育を行う教員を指す。

## 6 國際化に関する目標を達成するための措置

### (2) 地域の國際化の支援に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
市内の小・中学校等の教育機関と連携した教育研究活動を展開し、グローバル化した社会に求められる人材の育成に貢献するとともに、国際交流や国際理解に繋がる活動を推進することで、地域社会の国際化に寄与する。

#### [23] 地域社会における国際交流活動の推進

##### 中期計画

本学学生の地域社会における国際交流機会の提供や、地域社会の国際化への寄与を目的として、学外の団体や地域住民との交流機会を創出する。

- ①学外イベントやボランティア活動へ本学学生及び留学生を派遣する。
- ②本学留学生のホームステイを実施する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①学外イベントやボランティア活動へ本学学生及び留学生を派遣する。			実施・改善			評価
②本学留学生のホームステイを実施する。			実施・改善			評価

##### 年度計画

計画	<25>本学学生及び留学生と学外団体や地域住民との交流機会を創出する。												
	(ア) 学外イベントやボランティア活動へ本学学生及び留学生を派遣する。 (イ) 留学生とホストファミリーの交流を行う。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)						実施						
(イ)							実施						

[24] 市内の小・中学校等の教育機関と連携した教育研究活動

**中期計画**

グローバル化した社会に求められる人材の育成に貢献するため、市内の小・中学校等の教育機関と連携した教育研究活動を実施する。

①市内の小・中学校等の教育機関と連携した教育研究活動を検討し、実施体制を整備する。

②連携活動を実施、検証する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①市内の小・中学校等の教育機関と連携した教育研究活動を検討し、実施体制を整備する。	検討・体制整備	→				
②連携活動を実施、検証する。				実施・検証	→	

**年度計画**

計画	<26>宮崎市内の小学校等と連携した教育活動を実施する。												
実施事項	(ア) 宮崎市内の小学校等と連携した「外国語での読み聞かせ活動」の安定実施 (イ) 新規の連携事業の検討・実施												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)				宮崎市内の小学校等における読み聞かせの実施								→
				宮崎市内の小学校等との新規連携事業の検討・実施									→

## 7 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

### (1) 組織運営の改善に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
理事長及び学長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づく機動的・弾力的な組織運営を行うとともに、全学を挙げて業務運営の不断の改善に努める。

#### [25] 適切な意思決定と組織及び業務運営の改善

中期計画
理事長、学長及び部局長等で構成される改革推進会議※1や、重要事項の意思決定を行う役員会等を適切に開催するとともに、適宜、部会等組織の見直しを行い機動的・弾力的な組織運営を推進する。また、教職員や学生等からの大学運営に関する意見やアイディアを集約し、業務運営の改善に資する取組に努める。  ①学内会議の開催と部会等組織の見直しを適切に実施する。 ②大学運営に関する意見やアイディアを集約し改善に資する取組を実施する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①学内会議の開催と部会等組織の見直しを適切に実施する。			実施			
②大学運営に関する意見やアイディアを集約し改善に資する取組を実施する。	検討			実施・改善		

年度計画													
計画	<27>役員会や改革推進会議等、学内会議を適切に開催するとともに、必要に応じて部会等組織を見直す。また、大学運営に関する意見やアイディアを参考に、業務運営の改善に資する取組を実施する。												
実施事項	(ア) 学内会議を適切に開催するとともに、必要に応じて部会等組織を見直す。 (イ) アフターコロナを意識した大学運営の業務改善の取組を検討し、実施する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)						検討・実施							
(イ)						検討・実施							

※1 改革推進会議

理事長、学長、学部長、事務局長、部局長（附属図書館長、地域研究センター長、学生部長、教務部長）、及び事務局管理職が一堂に会する会議。毎月1回定期的に開催し、重要事項を審議する。

## 7 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

### (2) 教職員の計画的で適正な確保に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
教職員について、中長期的な観点から、計画的かつ適正な人員配置を行うとともに、研修等を通じて意欲や能力の向上を図り、業績等を適切に評価する。 また、組織の活性化を図るため、多様な教育研究分野やバックグラウンドを有する優れた人材を確保・登用する。

#### [26] 優秀で多様な教職員の確保と評価制度の導入・実施

中期計画
教育・研究・地域貢献・大学運営等に関する業績を適正に評価するための教員評価制度を検討し、導入を図るとともに、事務職員の人事評価についても適正に実施し、評価結果の活用策の検討を図る。 また、優秀で多様な教職員の採用を計画的に実施し、適正な人員配置を行う。

  

①教員評価制度を導入しその活用策について検討する。(第3期中期計画期間内)
②事務職員の人事評価を毎年度適正に実施しその活用策について検討する。
③必要に応じて教職員の採用を実施し適正な人員配置を行う。
④多様な教育研究分野やバックグラウンドを有する優れた人材を確保・登用する。

  

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①教員評価制度を導入しその活用策について検討する。	調査・研究		教員評価(案)策定	教員評価(案)の導入試行・改善		教員評価導入・活用策検討
②事務職員の人事評価を毎年度適正に実施しその活用策について検討する。			実施			評価結果の活用策検討
③必要に応じて教職員の採用を実施し適正な人員配置を行う。			採用・人員配置			
④多様な教育研究分野やバックグラウンドを有する優れた人材を確保・登用する。	調査・研究		調査・研究・制度構築・採用			

年度計画													
計画	<28>教育・研究・地域貢献・大学運営等に関する業績を適正に評価するための教員評価制度を検討する。												
実施事項	(ア) 教員評価(案)の検討、策定												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)						検討・策定						

年度計画													
計画	<29>事務職員の人事評価を適正に実施する。												
実施項目	(ア) 事務職員の人事評価をマニュアルに沿って適正に実施する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)							実施						

年度計画													
計画	<30>必要に応じて教職員の採用を実施し、適正な人員配置を行う。												
実施項目	(ア) 必要に応じ、教職員の採用業務を適正に実施する。 (イ) 事務職員の業務量を考慮し、適正な人員配置を行う。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)					採用業務								
(イ)											2023年度人間配置計画		

年度計画													
計画	<31>多様な教育研究分野やバックグラウンドを有する優れた人材の確保・登用を引き続き調査・研究する。												
実施項目	(ア) 多様な教育研究分野やバックグラウンドを有する優れた人材の確保・登用を引き続き調査・研究する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)						調査・研究							

## [27] 教職員の能力及び資質向上への取組

### 中期計画

教職員の意欲の向上、知識及び技能の習得、並びにその能力及び資質を向上させるため、SD <sup>※1</sup>推進会議において研修等の計画を策定し、SD活動を推進する。

①SD研修等実施方針に基づき計画的なSD活動を実施する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①SD研修等実施方針に基づき計画的なSD活動を実施する。			計画・実施			→

### 年度計画

計画	<32>SD推進会議においてSD研修等実施方針に基づき研修等の計画を策定し、SD活動を推進する。												
実施事項	(ア) SD活動を実施する。 (イ) 受講実績(受講人数、業務への活用方法等)を把握・検証し、翌年度の研修等の計画を策定する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)						SD活動の実施						→
	(イ)						受講実績の把握・検証						研修計画策定 →

※1 SD (Staff Development : スタッフ・ディベロップメント)

大学等の管理運営組織が、目的・目標の達成に向けて十分機能するよう、管理運営や教育・研究支援に関わる教員・事務職員・技術職員又はその支援組織の資質向上のために実施される研修等の取組の総称。

## 7 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

### (3) 法令遵守とハラスメント防止対策の徹底に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
内部統制の体制を整備し、その運用を徹底することでコンプライアンスやリスクマネジメントのための取組を強化する。特にハラスメントにより良好な学修環境や職場環境が損なわれることのないよう、全てのハラスメントの防止を徹底するとともに、法人運営全般において倫理規範の遵守と業務の適正な執行を徹底する。

#### [28] 法令遵守の徹底による適切な大学運営の実施

中期計画						
理事長と監事の意見交換の機会の確保や内部監査の適切な実施により、内部統制 <sup>※1</sup> 機能を強化する。						
また、コンプライアンス <sup>※2</sup> やリスクマネジメントの観点から、関係する職員を研修に参加させるなど、大学の適正な運営に資する取組を継続的かつ効果的に進める。						
①理事長と監事の意見交換を実施する。（1回以上／年）						
②内部監査を実施する。（1回以上／年）						
③関係する職員を研修等に参加させる。（1回以上／年）						
工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①理事長と監事の意見交換を実施する。			実施・検証・改善			→
②内部監査を実施する。			実施・検証・改善			→
③関係する職員を研修等に参加させる。			実施・検証・改善			→

年度計画													
計画	<33>理事長と監事の意見交換の機会の確保や内部監査の適切な実施により、内部統制機能を強化する。												
実施事項	(ア) 理事長と監事の意見交換を実施する。（1回以上／年） (イ) 内部監査を実施する。（1回以上／年）												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)			実施 →									
	(イ)									実施 →			

#### ※1 内部統制

中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み。

#### ※2 コンプライアンス

企業等が、法令や規則をよく守ること。法令遵守。

年度計画													
計画	<34>コンプライアンスやリスクマネジメントの観点から、関係する教職員を研修に参加させる等、大学の適正な運営に資する取組を継続的かつ効果的に進める。												
実施事項	(ア) 関係する教職員を内部統制に関する研修など法令遵守のための研修に参加させる。(1回以上／年)												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)							実施						→

## [29] ハラスメント防止・対策の徹底

### 中期計画

ハラスメント防止徹底のため、教職員の意識改革を図る自己点検や、学生や教職員等を対象にした研修等の啓発活動について、現況や課題を把握しながら継続して実施する。

- ①教職員研修及び学生研修を実施する。（1回以上／年）
- ②ハラスメント防止対策委員会委員研修及びハラスメント相談員研修を実施する。（1回以上／年）
- ③セルフチェック（教職員）を実施する。（1回以上／年）
- ④学内アンケート（教職員及び学生）を実施する。（1回以上／年）

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①教職員研修及び学生研修を実施する。			計画・実施・改善			→
②ハラスメント防止対策委員会委員研修及びハラスメント相談員研修を実施する。			計画・実施・改善			→
③セルフチェック（教職員）を実施する。			計画・実施・改善			→
④学内アンケート（教職員及び学生）を実施する。			計画・実施・改善			→

### 年度計画

計画	<35>教職員の意識改革を図る自己点検や、学生や教職員等を対象にした研修等の啓発活動について、現況や課題を把握しながら継続して実施する。												
実施事項	(ア) 年間事業計画を策定し、前年度の課題や改善策を踏まえるとともに法改正等の最新の動向に基づき、各種研修、セルフチェック、アンケート等を実施する。((それぞれの取組について) 1回以上／年) (イ) カスタマーハラスメントに関する対応方針の策定を検討する。 (ウ) 現況や課題の把握や改善策を検討する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)	年間事業計画策定												
		→											
			各種研修、セルフチェック、アンケート等の実施										
(イ)				対応方針の検討									
				→									
(ウ)										現況や課題の把握や改善策の検討			
										→			

## 7 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

### (4) 安全管理の徹底に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
学内の安全衛生管理や事故防止、大規模自然災害等が発生した場合の危機管理体制について、訓練等を通じて定期的に検証し、実態に即したものに見直しを図るとともに、個人情報の保護をはじめ情報管理に関して万全なセキュリティ対策を講じる。

#### [30] 災害等の有事における危機管理への対応

中期計画
危機に対応する防災マニュアルの点検・見直しを行い、学内周知を図るとともに、災害等の有事に的確な対応ができるよう、学生及び教職員を対象に避難訓練や救命講習等を定期的に実施する。

  

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①防災マニュアルを点検・見直し、学内周知する。			点検・見直し・周知			→
②地震や火災を想定し、避難訓練や消火訓練、通報訓練、応急救護訓練等を組み合わせた訓練や講習を実施する。			実施			→

年度計画													
計画	<36>災害等の有事を想定した避難訓練を実施し、訓練の検証を通して防災マニュアルの見直しを行い、学内に周知する。また、学生及び教職員を対象に救命講習等を実施する。												
実施事項	(ア) 災害等の有事を想定した避難訓練を実施する。 (イ) 訓練の検証を通して防災マニュアルの見直しを行い、学内に周知する。(1回以上/年) (ウ) 学生及び教職員を対象とした救命講習を実施する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)		実施										
	(イ)			見直し		周知							
	(ウ)	→					実施						→

### [31] 個人情報をはじめとする情報管理への対応

#### 中期計画

個人情報の保護や情報資産の保全のため、情報セキュリティに関する継続的な啓発を行うとともに、個人情報をはじめとする情報資産の適切な管理に資する取組を推進する。

①情報セキュリティ研修会の開催等の啓発活動を実施する。（2回以上／年）

②学内システム※1で取り扱うデータの管理について具体的な対策を講じる。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①情報セキュリティ研修会の開催等の啓発活動を実施する。			検討・実施・改善			→
②学内システムで取り扱うデータの管理について具体的な対策を講じる。	現状把握 →	調査・検討 →		実施 →		

#### 年度計画

計画	<37>情報セキュリティに関する最新事例を踏まえた啓発及びインシデント対応力の向上を図るために、教職員及び新入生向けの情報セキュリティ研修会を行う。											
実施事項	(ア) 新入生向けの情報セキュリティ研修会を行うとともに、次年度の開催について検討する。 (1回以上／年) (イ) 教職員向けの情報セキュリティ研修会について検討し、実施する。(1回以上／年)											
工程	月 (ア)	4 実施 →	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2 3
	(イ)			研修会検討 →		実施 →					研修会検討 →	

#### 年度計画

計画	<38>情報システムで管理している情報資産の保管方法について、自然災害等による脅威を想定した取組を実施する。											
実施事項	(ア) 情報資産の保管方法及び対応スケジュールを決定する。 (イ) 情報資産の保管を実施する。											
工程	月 (ア)	4 保管方法及びスケジュール決定 →	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2 3
	(イ)									保管実施 →		

#### ※1 学内システム

教職員や学生が利用するシステムで、学務システムや図書システム、授業等で活用するマルチメディア教室のシステム等がある。

## 8 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

### (1) 効率的・合理的な財務運営に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
教育研究水準の維持・向上を念頭に置きながら、中長期的な観点を持って経営の効率化や教職員数の適正管理に努めるとともに、財務データを活用した適切な財務状況の分析を通じて、健全かつ安定的な法人運営に向けて経営基盤の強化に取り組む。

#### [32] 経費の削減及び効果的な予算編成

中期計画
教育研究水準の維持・向上を図るため、事務処理の簡素化・合理化を通じて管理業務に係る経費の節減を行う。
また、経費削減の状況下においても教育研究効果を上げるために、財務状況の分析により、効果的な予算配分を行う。

①CAPD サイクル※1による財務運営を実施する。(経常経費対前年度 1 %削減)

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①CAPD サイクルによる財務運営を実施する。			実施			

年度計画													
計画	<39>経費の削減及び効果的な予算編成を行うため、CAPD サイクルによる財務運営を実施する。												
実施事項	(ア) 決算書類等の財務分析・評価を行う。 (イ) 財務分析に基づき、効果的な予算配分を行う。 (ウ) 財務分析に基づき、管理業務に係る経費の削減を行う。 ((アイウの取組により) 経常経費対前年度 1 %削減)												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)			財務分析			→						
	(イ)								予算配分				→
(ウ)						経費削減							→

#### ※1 CAPD サイクル

PDCA サイクルのスタートを C (チェック) から始めるサイクルのこと。まず、決算書類の財務分析・評価 (Check) を行い、改善 (Act) した上で予算 (Plan) をたて執行 (Do) を行うことで、より効率的な改善につながる。

## 8 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

### (2) 自己収入の確保に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
志願者数の増加や入学定員の確保により、授業料等の自己収入を安定的に確保するとともに、産学官等との連携を充実・強化するなどして、寄附講座や教育研究資金等の外部資金の一層の確保に努め、収入源の多様化に向けた取組を推進する。

#### [33] 安定的な志願者及び入学者の確保

中期計画
安定的な志願者及び入学者の確保に取り組むため、高校生向けの入試説明会やオープンキャンパスを実施するとともに、進学ガイダンスへの参加や県内外の高校訪問等に積極的に取り組む。 また、大学案内等の入試広報ツールを見直し、積極的に活用する。  ①高校教員向け入試説明会及びオープンキャンパスを開催する。(4回以上／年、満足度80%以上) ②進学ガイダンスへの参加及び県内外の高校訪問を実施する。 ③推薦入試枠の見直しについて検討する。 ④大学案内等入試広報ツールを見直す。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①高校教員向け入試説明会及びオープンキャンパスを開催する。			実施・検証・見直し			→
②進学ガイダンスへの参加及び県内外の高校訪問を実施する。			実施・検証・見直し			→
③推薦入試枠の見直しについて検討する。			検討			→
④大学案内等入試広報ツールを見直す。			検証・見直し			→

年度計画													
計画	<40>高校教員向け入試説明会やオープンキャンパス等のイベントを実施し、本学の魅力や特長の発信に努める。												
実施事項	(ア) 高校教員向け入試説明会を実施する(1回以上／年、満足度80%以上)。なお、新型コロナウィルス感染症拡大状況により代替企画を実施する。 (イ) プチオープンキャンパス及びオープンキャンパスを実施する(3回以上／年、満足度80%以上)。なお、新型コロナウィルス感染症拡大状況により代替企画を実施する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)				開催 →									
(イ)			開催 →		開催 →	開催 →							

年度計画													
計画	<41>県内外で開催される進学ガイダンス（会場・高校内）への参加及び県内外の高校訪問を実施し、本学の魅力や特長を伝える。												
実施事項	(ア) 進学ガイダンス（会場・高校内）参加 (イ) 県外高校訪問実施 (ウ) 県内高校訪問実施												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)						進学ガイダンス参加							
(イ)						県外高校訪問							
(ウ)						県内高校訪問							

年度計画													
計画	<42>学校推薦型選抜Ⅰの募集人員増及び高校毎の推薦枠撤廃、学校推薦型選抜Ⅱの管内枠廃止に伴う志願状況の検証を、引き続き実施する。												
実施事項	(ア) 学校推薦型選抜Ⅰ及び学校推薦型選抜Ⅱの志願状況を分析する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)			令和4年度分析		→								

年度計画													
計画	<43>高校生等のニーズに合った広報ツールでの情報発信及び、大学案内等既存ツールの内容等の見直しを実施する。												
実施事項	(ア) 「広報に関する専門委員会」及び企画係とも連携し、効果的な本学の魅力発信を行うとともに、必要に応じた入試広報ツールの見直しを引き続き行う。 (イ) 内容の見直しを図りながら、大学案内を作成する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)							見直し						
(イ)	2023	大学案内	作成	→				2024	大学案内	作成			

### [34] 産学官等との連携による寄附講座の開設

#### 中期計画

収入源の多様化を推進するため、産学官等との連携による寄附講座<sup>\*1</sup>について、ニーズ調査や体制整備等の検討を行い、実施する。

①寄附講座に関するニーズ調査や体制整備を行う。

②寄附講座を開設し充実させる。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①寄附講座に関するニーズ調査や体制整備を行う。	調査・体制整備					
②寄附講座を開設し充実させる。			実施・評価・改善			→

#### 年度計画

計画	<44>産学官等との連携による寄附講座の開設と充実												
実施事項	(ア) 産学官等との連携による寄附講座の実施												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)				寄附講座の検討・実施	実施・評価・改善							

#### \*1 寄附講座

奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、教育研究の進展及び充実に資することを目的として開設する講座。一般的には、民間等からの寄附金により教員を雇用し、教育研究活動に従事させ、その活動の一環として行う講座を指す。

### [35] 研究活動における外部資金の獲得

#### 中期計画

科学研究費助成事業※1をはじめとする学外の研究助成事業に積極的に応募することで、教育研究資金等の外部資金の一層の確保に努める。

①採択事例の共有化等による申請支援策を講じることで、科学研究費助成事業への積極的な応募を図る。(40件以上／6年間)

②公募情報の積極的周知等を行うことで、科学研究費以外の外部の研究助成事業への応募促進を図る。(20件以上／6年間)

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①採択事例の共有化等による申請支援策を講じることで、科学研究費助成事業への積極的な応募を図る。			検討・実施・改善			→
②公募情報の積極的周知等を行うことで、科学研究費以外の外部の研究助成事業への応募促進を図る。			検討・実施・改善			→

#### 年度計画

計画	<45>研究活動における外部資金の獲得に向けて、公募情報や採択事例を積極的に周知し、科学研究費助成事業をはじめとする各研究助成事業の応募促進を図る。また、科学研究費助成事業については、これまで採択された教員を中心に応募支援を依頼し、より応募しやすい環境を設定する。												
実施項目	(ア) 科学研究費の積極的な応募を図る。(7件以上／年) (イ) 科学研究費以外の外部の研究助成事業の積極的な応募を図る。(4件以上／年)												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)			支援策検討・実施				申請					
	(イ)				公募情報の周知・実施		(申請)						→

#### ※1 科学研究費助成事業

文部科学省が所管する日本学術振興会が運営する研究費助成事業。人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピアレビュー(その学問分野の専門家による研究の評価)による審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行う。

## 8 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

### (3) 施設設備の有効活用に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
法人資産の適正な運用管理のもと、経営的視点に基づき施設設備の有効な活用策を検討するとともに、長寿命化に向けた取組を推進する。 特に教育研究活動に支障を及ぼすような老朽化した施設設備については、予算の状況を踏まえながら適切な整備を図る。

#### [36] 長寿命化計画に基づく施設設備の整備と有効活用

中期計画
学校施設の良好な状態を維持するとともに、コストの縮減を図るため、長寿命化計画 <sup>※1</sup> に基づき計画的・効率的な施設改修・整備を行う。 また、施設設備の有効活用について検討する。 なお、省エネルギー対策として、老朽化した照明器具や空調設備等を計画的に改修する。  ①長寿命化計画に基づいた計画的・効率的な施設設備の改修・整備を行う。 ②施設設備の有効活用策について検討、実施する。 ③省エネルギー対策を実施する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①長寿命化計画に基づいた計画的・効率的な施設設備の改修・整備を行う。			整備・改修			
②施設設備の有効活用策について検討、実施する。			検討・実施			
③省エネルギー対策を実施する。			実施			

※1 長寿命化計画

老朽化した施設等を、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められている水準まで引き上げる改修を行い、将来にわたり長く使い続けることにより、施設の維持管理・更新等を効率的・効果的に進めていく中長期的な取組を示す計画。本学は、「宮崎市公共施設等総合管理計画」及び「宮崎公立大学第2期中期目標・計画」を踏まえ、平成30年3月に平成30年度から平成42年度（2030年度）まで13年間の「宮崎公立大学施設整備及び長寿命化計画」を策定した。

年度計画													
計画	<46>省エネルギー対策を含む長寿命化計画に基づき計画的・効率的な施設改修・整備を継続しつつ、今期の施設整備計画を点検する。また、福利厚生棟の活用方針に基づき、学生食堂等の改修を実施する。												
実施事項	(ア) 省エネルギー対策を含む改修・整備工事を計画的に実施する。 (イ) 今期の施設整備計画を点検するとともに、次年度工事を計画する。 (ウ) 福利厚生棟の活用方針に基づき、学生食堂等の改修を実施する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)						改修・整備工事の実施							
(イ)						次年度工事の計画							
(ウ)				福利厚生棟の利活用に基づく学生食堂等の改修									

### [37] 計画的な情報システムの整備と有効活用

#### 中期計画

学内システム※1の更新を計画的に実施し、教育研究等環境を充実させる。

なお、更新にあたっては、システムの稼働状況を踏まえ、長期使用や調達物品の見直し等、財政に配慮した更新を行う。

- ①システムの整備計画を策定する。
- ②整備計画に基づきシステムを更新する。
- ③更新したシステムの安定運用を行う。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①システムの整備計画を策定する。		計 画				
②整備計画に基づきシステムを更新する。				実 施		
③更新したシステムの安定運用を行う。				安 定	稼 働	

#### 年度計画

計画	<47>学務システム及びネットワークシステムの更新（入れ替え）作業を行い、システムの安定稼働に努める。また、システム整備計画に基づき、令和5年度に更新（入れ替え）を予定しているシステムについて、仕様書作成等の準備作業を行う。												
実施事項	(ア) 学務システムの更新（入れ替え）作業を行う。 (イ) ネットワークシステムの更新（入れ替え）作業を行う。 (ウ) 令和5年度に更新（入れ替え）予定のシステムの更新準備作業を行う。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)				更新作業								
	(イ)			更新作業									
	(ウ)					更新準備作業							

※1 学内システム

教職員や学生が利用するシステムで、学務システムや図書システム、授業等で活用するマルチメディア教室のシステム等がある。

## 9 自己点検・評価及び情報公開・提供に関する目標を達成するための措置

### (1) 厳正な自己点検や評価の実施に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
中期目標の達成に向けて、中期計画や（H31）年度計画の進捗管理を適切に行い、自己点検及び自己評価を的確に実施するとともに、宮崎市公立大学法人評価委員会や認証評価機関の評価結果を踏まえて、PDCAサイクルにより、法人運営全般について継続的な改善に取り組む。

#### [38] 法人評価と認証評価を通じた改善活動

中期計画
中期計画や年度計画に関する進捗管理や自己点検・評価を適切に実施し、法人運営の改善に取り組む。また、外部評価については、宮崎市公立大学法人評価委員会（毎年度）及び認証評価機関※1による評価（2022年度予定）を受審し、その評価結果を法人運営の改善に活用する。これらの活動を通じてPDCAサイクルによる継続的な改善に取り組む。  ①第2期中期計画の最終評価を受審する。 ②第3期中期計画・年度計画の進捗管理を行い、評価を受ける。 (6年間の業務実績評価における大項目別評価が「B(良)：中期目標を概ね達成した」以上、及び、毎年度の業務実績評価における大項目別評価が「B(良)：概ね計画通り」以上。) ③第4期中期計画を作成する。 ④平成28年度に受審した認証評価（第2サイクル）指摘事項に対する改善報告を提出し、評価を受ける。 ⑤認証評価（第3サイクル）を受審し、評価を受ける。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①第2期中期計画の最終評価を受審する。	受審					
②第3期中期計画・年度計画の進捗管理を行い、評価を受ける。			計画・点検・評価			→
③第4期中期計画を作成する。						作成
④平成28年度に受審した認証評価（第2サイクル）指摘事項に対する改善報告を提出し、評価を受ける。		作成・提出				
⑤認証評価（第3サイクル）を受審し、評価を受ける。			点検・評価			

※1 認証評価機関

文部科学大臣の認証を受けた評価機関で、定期的に大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価する。なお、本学の次期認証評価については大学教育質保証・評価センターでの受審を予定している。

年度計画													
計画	<48>第3期中期計画を着実に実施するため、年度計画に関する進捗管理を適切に行う。												
実施事項	(ア) 令和4年度計画の進捗管理を適切に行う。 (イ) 第3期中期計画及び令和4年度計画の進捗を踏まえ、令和5年度計画を作成する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)							進捗管理						
(イ)											計画策定		

年度計画													
計画	<49>学校教育法第109条第2項に基づき、大学教育質保証・評価センターによる認証評価を受審し、評価を受ける。												
実施事項	(ア) 大学教育質保証・評価センターによる認証評価を受審する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)				書面審査	→			実地調査	→		評価通知	→	評価確定

## 9 自己点検・評価及び情報公開・提供に関する目標を達成するための措置

### (2) 情報公開や広報の推進に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
財務情報や教育研究活動に係る情報を含む経営情報を積極的かつ適切に公開するとともに、様々な媒体を通じて戦略的な広報活動を展開し、大学のプレゼンスを一層向上させるための取組を推進する。

#### [39] 適切な情報公開と認知度向上に向けた広報活動の展開

中期計画
各法令に基づき、財務情報及び教育研究活動に係る情報等の経営情報を、ウェブサイト等を通じて適正に公開し、社会に対する説明責任を果たす。 また、本学の認知度向上を図るために、広報に関する委員会の設置や有識者の意見聴取等を踏まえた戦略的な広報活動を展開し、情報発信力の強化及び多様化を推進する。  ①財務情報及び教育研究活動に係る経営情報を適正に公開する。 ②認知度向上のために、調査及び検討結果を基にした広報活動を展開する。

工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①財務情報及び教育研究活動に係る経営情報を適正に公開する。			実施			
②認知度向上のために、調査及び検討結果を基にした広報活動を展開する。	委員会設置・調査	検討		実施		

年度計画													
計画	<50>各法令に基づき、財務情報及び教育研究活動に係る情報等の経営情報を、ウェブサイト等を通じて適正に公開する。												
実施事項	(ア) 各法令に基づき、業務実績に関する報告書、教育情報等を公開する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(ア)						経営情報の適正な公開							

年度計画													
計画	<51>令和3年度に引き続き、大学のプレゼンスを一層向上させるための取組を推進する。												
実施事項	(ア) 令和3年度に実施した広報対象者へのグループインタビューを引き続き実施し、大学広報が保有する広報媒体の在り方について分析を行う。 (イ) 分析結果をもとに、「大学広報に関する基本方針（案）」を策定する。 (ウ) 広告活動に精通された外部委員を登用し、広報活動におけるノウハウや意見等を聴取する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)		インタビュー			分析							
	(イ)									方針（案）策定			
(ウ)						人選	登用						

## 10 大学改革に関する目標を達成するための措置

### (1) 魅力ある大学づくりのための改革推進に関する目標を達成するための具体的方策

中期目標
中期目標期間中に開学 30 周年を控え、教育内容をより時代の変化に対応したものに発展させていくために、現行カリキュラムの検証や学外者を含む有識者会議での検討などを進める。

#### [40] 時代の変化に対応した教育改革

中期計画						
教育内容をより時代の変化に対応したものに発展させていくために、3 専攻制 <sup>*1</sup> の現行カリキュラムを検証し、また、学外者を含む有識者会議による検討を踏まえた上で、今後大学として提供していくべき教育内容に関する方針を示し、その方針に沿った改革を推進する。						
① 3 専攻制の現行カリキュラムを検証する。 ② 2020 年度に新たに有識者会議を設置し、今後の高等教育の動向を把握しながら、教育内容をどのように発展させていくか検討し、方針を決定する。 ③ 方針に基づく改革を推進する。						
工程表	2019	2020	2021	2022	2023	2024
① 3 専攻制の現行カリキュラムを検証する。	検証	→				
② 2020 年度に新たに有識者会議を設置し、今後の高等教育の動向を把握しながら、教育内容をどのように発展させていくか検討し、方針を決定する。		検討・決定	→			
③ 方針に基づく改革を推進する。				検討・実施	→	

年度計画													
計画	<52>改革推進会議で決定した方針に基づき、今後の教育の在り方について検討する。												
実施事項	(ア) カリキュラム評価・検討委員会を設置して、現行カリキュラムの評価・検証を行い、有識者会議からの提言を参考に、今後の教育の在り方について検討する。												
工程	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	(ア)							設置	→			検討	→

\*1 3 専攻制

本学は、人文学部国際文化学科の 1 学部 1 学科であり、3 つの専攻（言語・文化専攻、メディア・コミュニケーション専攻、国際政治経済専攻）から成る専門課程を有している。

## 語句の説明

い

### ・インターンシップ

学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。更に、インターンシップは、大学等の教育の一環として位置付けられ、学生のインターンシップへの参加状況の把握や学修へのつながり・気づきの確認、事前・事後教育の機会の提供など大学等が積極的に関与することが求められている。

### ・インターンシップ専門人材

大学等と企業等との間で調整を行い、教育的効果の高いインターンシップの構築・運営ができる人材。インターンシップの量的拡大・質的充実に向けた具体的な推進方策の一つとして、大学等におけるインターンシップに係る専門人材の必要性や育成・配置が盛り込まれた。更に、教育的効果の高いインターンシップの組織的な推進により、各大学等の特色を更に生み出すとともに、今後、一層、大学改革の中心にインターンシップを据えていくことが求められている。

か

### ・改革推進会議

理事長、学長、学部長、事務局長、部局長（附属図書館長、地域研究センター長、学生部長、教務部長）、及び事務局管理職が一堂に会する会議。毎月1回定例的に開催し、重要事項を審議する。

令和4年度より、主に法人評価を所掌する公立大学法人宮崎公立大学改革推進会議と主に認証評価を所掌する宮崎公立大学内部質保証推進会議の二つの会議を設置することとした。内部質保証推進会議には、学長を議長とし、学部長、事務局長、部局長（附属図書館長、地域研究センター長、学生部長、教務部長）、及び事務局管理職が出席する。

### ・科学研究費助成事業

文部科学省が所管する日本学術振興会が運営する研究費助成事業。人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピアレビュー（その学問分野の専門家による研究の評価）による審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行う。

### ・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの。

### ・学修成果の可視化

学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し「見える化」すること。大学教育の質向上に向けたPDCAサイクルを適切に機能させるためには、可視化した情報をカリキュラムや教育手法の見直し等に適切に活用することが必要とされている。

### ・学術研究推進助成事業

本学独自の研究助成事業。本事業は、本学の知的・人的資源を最大限に活用し、本学又は設立団体である宮崎市にとって有益性の高い事業を積極的に推進することを目的とし、研究助成、図書出版助成、2つの助成事業がある。教員から提案された各事業について、学長を議長とする審査会により決

定し、助成を行う。

#### ・学長裁量助成事業

本学独自の研究費助成事業。本事業は、本学の知的・人的資源を最大限に活用し、学長のリーダーシップのもと、本学又は設立団体である宮崎市にとって有益性の高い事業を積極的に推進することを目的とする。学会助成、図書出版助成、研究助成いづれかの目的で助成するが、限られた予算の範囲において、教員から提案された事業を学長の裁量により決定し、助成する。

#### ・学内システム

教職員や学生が利用するシステムで、学務システムや図書システム、授業等で活用するマルチメディア教室のシステム等がある。

#### ・学校推薦型選抜Ⅰ

本学の従来の推薦入試Ⅰ。県内高校に在学し、学校から推薦を受けた生徒について、小論文、面接及び書類審査で合否を判定する試験制度。

#### ・学校推薦型選抜Ⅱ

本学の従来の推薦入試Ⅱ。学校から推薦を受けた生徒について、大学入学共通テストの点数及び書類審査で合否を判定する試験制度。

#### ・学校体験活動の教職課程科目開設

教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、学校体験活動について、本学の教職課程科目として文部科学省に正式に開設を申請する予定。

#### ・カリキュラムマップ

学生に身に付けさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促す体系図のことであり、科目間の繋がりを可視化したもの。

## き

#### ・基幹科目

基幹科目は、2年次と3年次に開講される科目で、各専攻のディシプリン（各学問領域の原理原則）や各専攻の主要な内容について講義がなされ、専門知識を修得することを目的にしている。自分が所属する専攻から5科目、他の2専攻から3科目ずつ単位修得しなければならない。

#### ・寄附講座

奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、教育研究の進展及び充実に資することを目的として開設する講座。一般的には、民間等からの寄附金により教員を雇用し、教育研究活動に従事させ、その活動の一環として行う講座を指す。

#### ・教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。

く

- ・グループウェアシステム

組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。ネットワークに接続されたコンピュータ同士で情報の交換や共有、スケジュール管理等を行うことができる。

- ・グローバル人材養成プログラム

外国語によるコミュニケーション・スキルと異文化対応力及び情報処理スキルを修得するプログラム科目。

け

- ・研修日

教員が学内（学長の承認を受けた場合は学外でも可）において研究に専念することができる日。

こ

- ・国際文化学

異なる文化圏同士の様々な関係づくりを考えていく学問。本学の国際文化学科では、文化人類学、歴史学、文学以外にも広く政治学、経済学、経営学、社会学等、様々な学問的視点から、かつ実践的な取組も視野に入れながら研究・教育を進めるところに特徴がある。

- ・高大接続システム改革に基づく新入学者選抜

高大接続改革とは、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて「学力の3要素」（①知識・技能の確実な修得 ②思考力・判断力・表現力 ③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を確実に育成・評価する、三者の一体的な改革のこと。高校教育と大学教育をつなぐ大学入学者選抜においても、多面的・総合的に評価する必要があり、2020年度から従来の「大学入試センター試験」が「大学入学共通テスト」へと変更され、各大学が実施する個別選抜においても調査書の活用等の新たなルールが適用される。

- ・公民館講座

宮崎市が主催する講座のことで、まちづくりやボランティアに関するものから、教養・パソコン関連・レクリエーション講座まで幅広い内容で計画している。平成29年度より、本学の教員を派遣している。

- ・語学講座

一般市民を対象に語学講座を通年で開催し、生涯学習への支援を行うことを目的として、英語・中国語・韓国語について開設している本学独自の講座。中国語、韓国語講座では、本学の学生や留学生が講師を務め、英語では本学の外国人教員が講師を務める。

- ・コンプライアンス

企業等が、法令や規則をよく守ること。法令遵守。

さ

- ・サバティカル制度

教員が、専門分野に関する能力向上のため、一定期間、管理運営業務等を免除され、異なる機関等において教育研究に専念することができる制度。

### ・3専攻制

本学は、人文学部国際文化学科の1学部1学科であり、3つの専攻（言語・文化専攻、メディア・コミュニケーション専攻、国際政治経済専攻）から成る専門課程を有している。

し

### ・自主講座

教養を高め、文化の向上に資することを目的として、教員が一般市民を対象に自身の専門分野等について自主的に開講する講座。

### ・授業アンケート

授業内容や教育方法の改善を目的として、学生に対して実施するアンケート。

### ・授業料減免及び給付型奨学金

2020年度から開始する高等教育段階の教育費負担軽減のための国的新制度で、意欲と能力のある学生・生徒が経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備するための施策のこと。世帯収入等に応じて、授業料及び入学料の減免や給付型奨学金の給付が行われる。

### ・シンクタンク

様々な領域の専門家を集めた研究組織、政策研究機関、調査研究機関で、求めに応じて政策決定、経営策略の立案、技術開発のための市場調査等を行う。

ち

### ・地域研究センタ一年報

地域研究センター主催事業等、本学の地域貢献活動を年度毎にまとめた冊子。全国の公立大学及び九州内大学、県内高等学校や市内関係機関に配布している。

### ・地域貢献コーディネーター

大学のシーズと地域社会のニーズをマッチングさせるなど、大学と地域等をつなぎ、大学の教育研究資源を地域に還元するとともに、地域等から必要とされる教育研究活動の推進を担う人材。

### ・長寿命化計画

老朽化した施設等を、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められている水準まで引き上げる改修を行い、将来にわたり長く使い続けることにより、施設の維持管理・更新等を効率的・効果的に進めていく中長期的な取組を示す計画。本学は、「宮崎市公共施設等総合管理計画」及び「宮崎公立大学第2期中期目標・計画」を踏まえ、平成30年3月に平成30年度から平成42年度（2030年度）まで13年間の「宮崎公立大学施設整備及び長寿命化計画」を策定した。

て

### ・定期公開講座

広く地域に開かれた大学として、生涯学習の振興及び文化の向上に貢献することを目的として実施する講座。毎年1つのテーマについて複数の教員がオムニバス形式で開講する。

## ・展開科目

展開科目は、3年次に開講され、基幹の学修を深めるために、教員と学生が双方向の対話をしながら、学生が主体的能動的に学ぶアクティブ・ラーニングを行うもの（「講義演習」方式）として配置される。課題文献を事前に読む予習を前提に授業が展開され、毎回の宿題が出され、定期的にレポートが課される。自身が所属する専攻から2科目、他の2専攻から2科目ずつ単位修得しなければならない。

と

## ・特任教授

年単位の期限付きで任命され、特別な任務、研究等に従事し、正規の教授会、委員会等の参加義務はなく、主に特別な目的の講義や研究に従事する教員。

な

## ・内部統制

中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み。

に

## ・入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教育理念や特色等を踏まえ、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか等の考え方をまとめたもので、入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映される。また、この方針は受験者が自らにふさわしい大学を主体的に選択する際の参考ともなる。

## ・日本語教員

ここでは、外国からの受け入れ留学生に対して日本語教育を行う教員を指す。

## ・日本人学生の留学比率

「THE (Times Higher Education) 世界大学ランキング日本版」の指標の一つであり、各大学の単年度の日本人学生海外留学者数を全在学者数で除して算出される。なお、本学が数値目標として設定した10%以上とは、国公私立全大学において25位以上（平成29年度時点）を意味する。

## ・認証評価機関

文部科学大臣の認証を受けた評価機関で、定期的に大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価する。なお、本学の次期認証評価については大学教育質保証・評価センターでの受審を予定している。

り

## ・リカレント教育

個人が必要とすれば、大学等を通じて生涯にわたって学び続けることができる教育システム。職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

## C

- ・CAPD サイクル

PDCA サイクルのスタートを C (チェック) から始めるサイクルのこと。まず、決算書類の財務分析・評価 (Check) を行い、改善 (Act) した上で予算 (Plan) をたて執行 (Do) を行うことで、より効率的な改善につながる。

## S

- ・SD (Staff Development : スタッフ・ディベロップメント)

大学等の管理運営組織が、目的・目標の達成に向けて十分機能するよう、管理運営や教育・研究支援に関わる教員・事務職員・技術職員又はその支援組織の資質向上のために実施される研修等の取組の総称。